

○南空知公衆衛生組合財務規則

〔平成10年3月27日〕
規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づく、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 南空知公衆衛生組合の財務に関する規定は、組合長の属する町の財務規則を準用するものとする。

2 前項の準用にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。